

# 頂山の会 遭難対策規定

## 第1条（目的）

この規定は、頂山の会会則第15条に基づき、遭難事故の防止および捜索活動の的確かつ迅速な実行のために必要な事項を定める。

## 第2条（対象）

救助、捜索活動の対象は、本会により承認された山行とする。無届けの山行、非承認の山行については対象としない。

## 第3条（遭難発生の判断）

下山予定日の翌日正午までに山行パーティーと連絡が取れない場合は、遭難と判断する。

## 第4条（遭難対策本部の設置）

会長は、次に掲げる場合に遭難対策本部を設置する。

1. 遭難事故の一報を受けたとき
2. 第3条に基づいて、遭難と判断したとき

## 第5条（遭難対策本部）

遭難対策本部は、会長または副会長を本部長とし、次の役割を置く。

- ・本部長 全体の指揮、および各係への会員の割り当てを行う
- ・連絡係 会員、警察、家族等への連絡、および宿泊等の手配を行う
- ・記録係 捜索活動を記録し、事故経過報告書を作成する
- ・会計係 捜索活動に伴う金銭の支出入を記録、管理する

## 第6条（捜索活動）

遭難対策本部は、警察等への連絡を含む捜索活動を実施する。会員は、遭難対策本部の指示のもと、状況に応じた捜索活動を実施する。

#### 第7条（遭難対策費用）

捜索活動に要した経費は第一に事故当事者加入の山岳保険等より充当し、不足のある場合は当事者の自己負担とする。

#### 第8条（遭難対策基金）

遭難事故発生時、当事者に代わって救助費用を賄う一時金として遭難対策基金を積み立てる。

1. 積立金は会員一人あたり年2,000円とし、年会費から充当する
2. 50万円を上限として積み立て、管理する
3. 遭難対策本部の判断で運用する

#### 第9条（山行活動の停止）

遭難事故発生後は、本会の承認があるまで会としての山行活動は停止する。

附則 この規定は平成23年2月5日から施行する。

平成25年11月17日 一部改正

平成27年1月21日 一部改正